

県土整備企業常任委員会提出資料（県土整備部）

平成23年5月25日

【経営企画分野】

- (1) 平成23年度県土整備部組織機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1
- (2) 平成23年度県土整備部幹部職員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-5
- (3) 平成23年度当初予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-11

【公共事業総合政策分野】

- (1) 三重県公共事業総合推進本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1
- (2) 三重県公共事業評価制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-3
- (3) 入札・契約制度改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-5

【道路政策分野】

- (1) 幹線道路網（高速道路網・直轄国道）整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-1
- (2) 県管理道路の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-5
- (3) 道路の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-7

【流域整備分野】

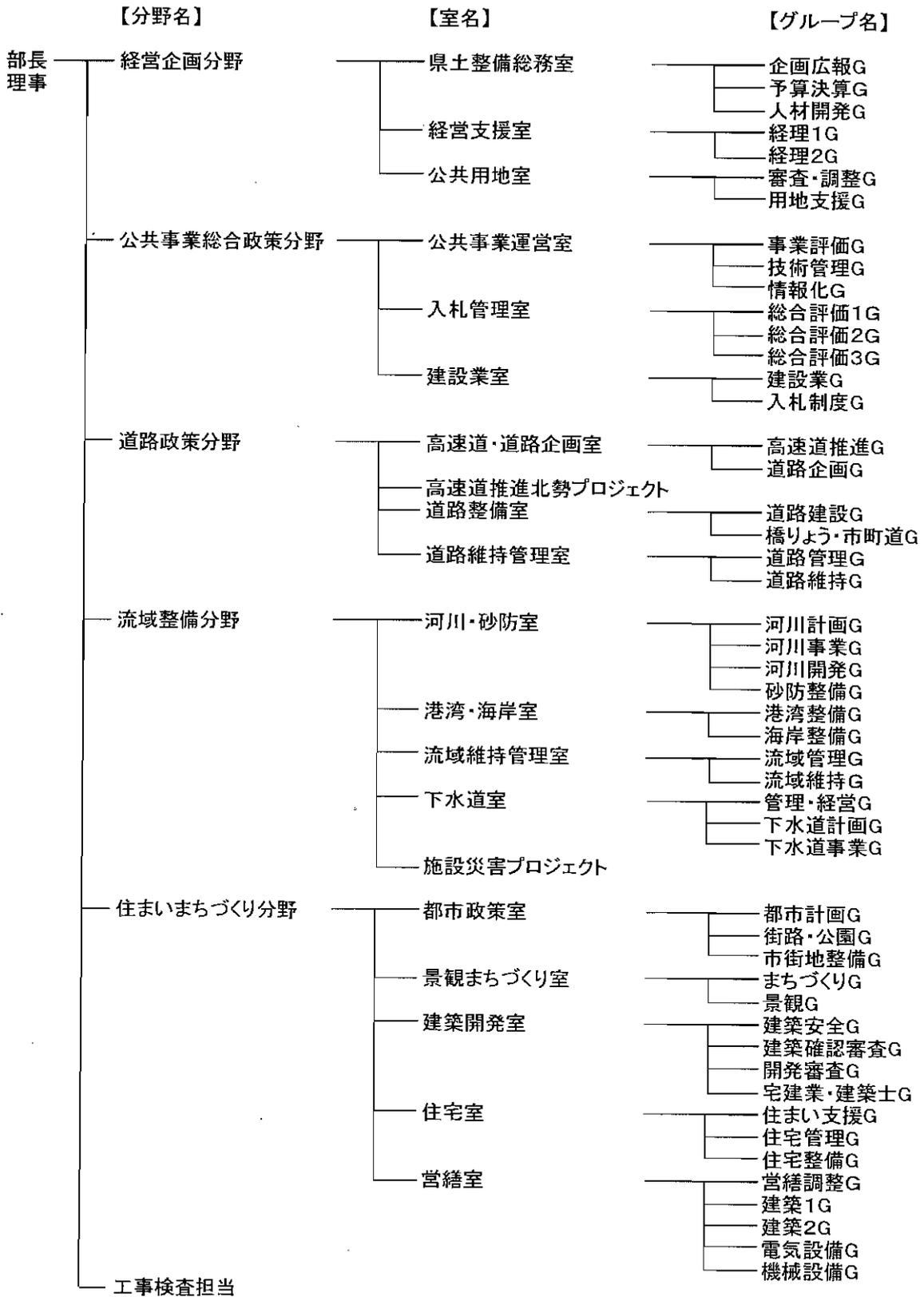
- (1) 河川・砂防の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-1
- (2) 港湾・海岸の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-5
- (3) 河川・砂防、港湾・海岸の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-9
- (4) 下水道の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-11

【住まいまちづくり分野】

- (1) 都市計画の概要と都市計画事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-1
- (2) 景観まちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-3
- (3) 建築開発行政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-5
- (4) 木造住宅耐震化と県営住宅の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-7

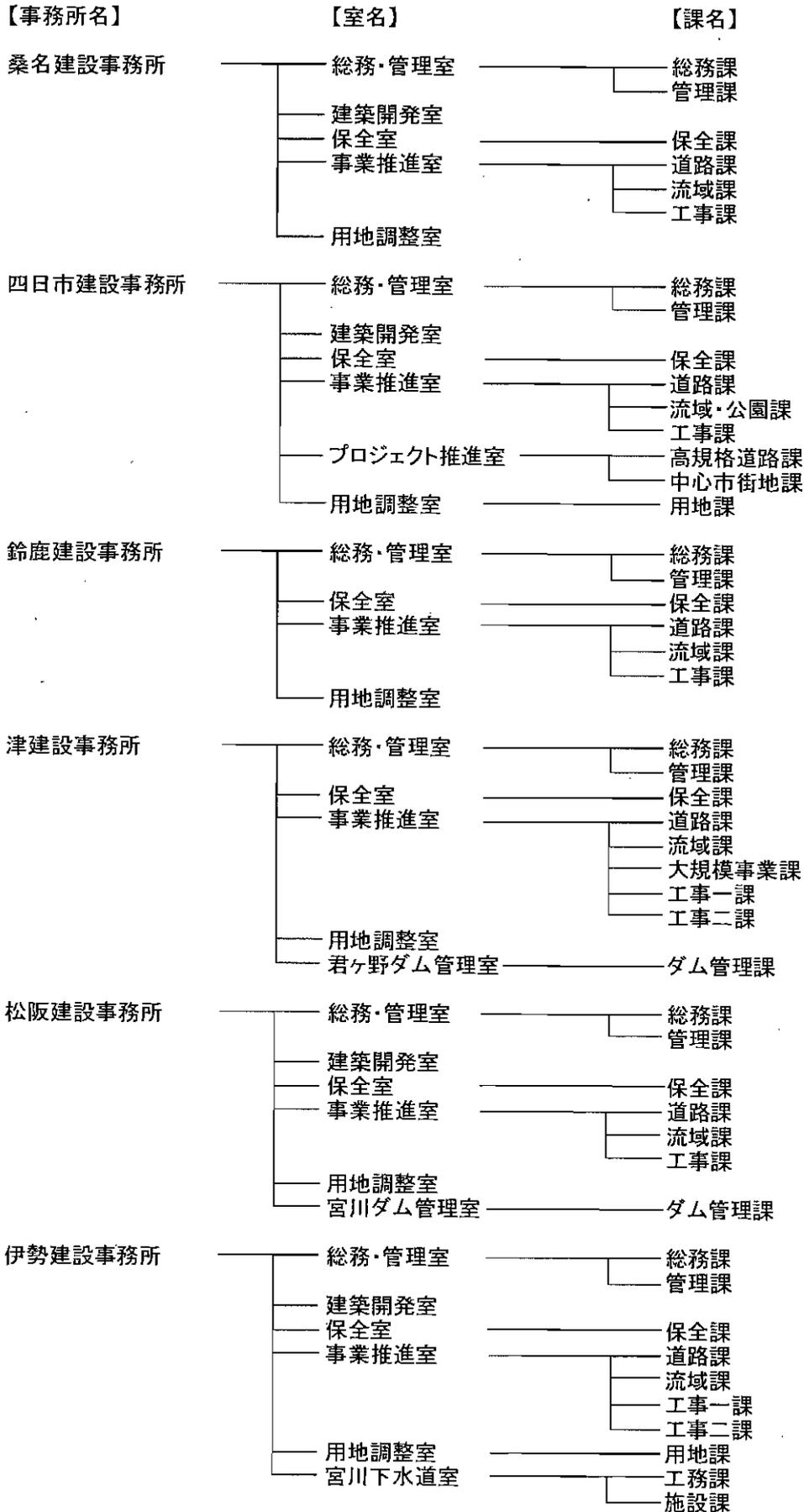
平成23年度県土整備部組織機構

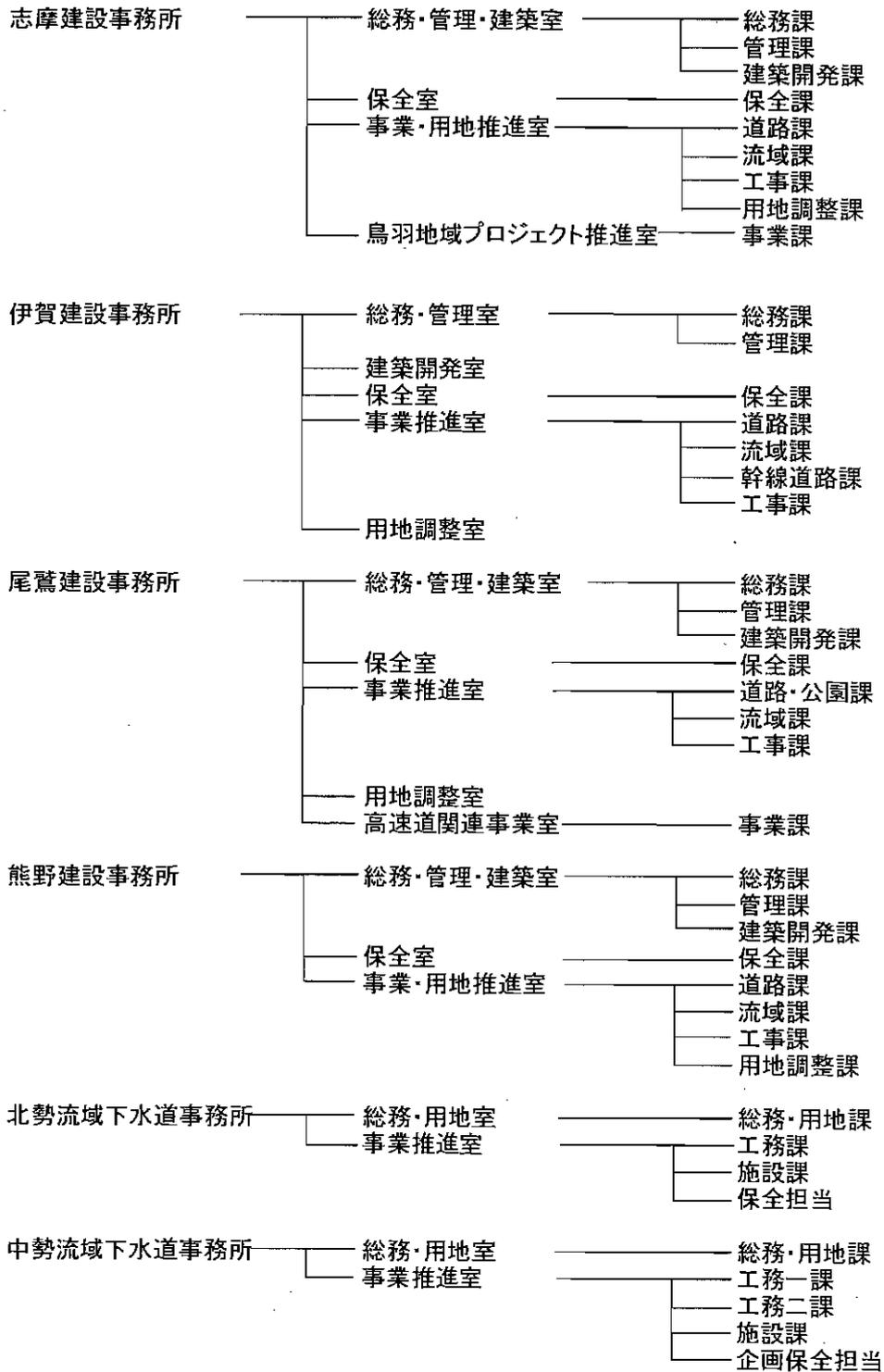
(本庁)



※ 5分野、19室(担当)、2プロジェクト

(地域機関)





※ 10建設事務所(49室)、2流域下水道事務所(4室)

平成23年度 県土整備部 幹部職員名簿

平成23年4月1日現在

分野	室名	職名	氏名	備考
県土整備部	部長		北川 貴志	
	理事		廣田 実	
	副部長兼総括室長(経営企画分野)		千代世正人	
	総括室長(公共事業総合政策分野)		土井 英尚	
	総括室長(道路政策分野)		森若 峰存	
	総括室長(流域整備分野)		久世 憲志	
	総括室長(住まいまちづくり分野)		横山 賢	
経営企画分野	県土整備総務室	室長	福井 敏人	
	経営支援室	室長	中川 一幸	
	公共用地室	室長	小林 和行	
	建設政策特命監		満仲 朗夫	
	人権・団体経営特命監		釜須 義宏	
公共事業総合政策分野	公共事業運営室	室長	渡辺 克己	
	入札管理室	室長	片山 靖浩	
	建設業室	室長	中田 博文	
道路政策分野	高速道・道路企画室	室長	鶴飼 伸彦	
	高速道推進北勢プロジェクト	参事兼推進監	日置 福男	
	道路整備室	室長	永納 栄一	
	道路維持管理室	参事兼室長	福島 敏彰	
流域整備分野	河川・砂防室	室長	吉田 勇	
		副参事	綱川 浩章	
	港湾・海岸室	室長	長谷川 淳	
	流域維持管理室	室長	堀江 俊光	
	下水道室	室長	立花 充	
	施設災害プロジェクト	推進監	田中 育夫	

分野	室名	職名	氏名	備考
住まいまちづくり分野	都市政策室	室長	井浦 義典	
	景観まちづくり室	室長	鈴木 修	
	建築開発室	室長	大西 俊隆	
	住宅室	室長	高須 幹郎	
	営繕室	室長	古川 万	
	建築確認審査特命監			藤田 章義
工事検査担当	総括検査監		中瀬 和人	
	検査監		平田 公伸	
	検査監		林 平和	
	検査監		稲垣 法重	
	検査監		向井 孝弘	
	検査監		井上 正敏	
	検査監		角谷 英雄	

事務所名	室名	職名	氏名	備考
桑名建設事務所	所長		舘 敏彦	
	副所長		生田 辰彦	
	総務・管理室	室長	杉本 幸八	
	建築開発室	室長	堀 清	
	保全室	室長	(副所長兼務)	
	事業推進室	室長	梅谷 幸弘	
	用地調整室	室長	伊藤 雄一	
四日市建設事務所	所長		平手 辰勝	
	副所長		小菅 康正	
	総務・管理室	室長	安藤 広司	
	建築開発室	室長	古川 晋次	
	保全室	室長	(副所長兼務)	
	事業推進室	室長	山口 好和	
	プロジェクト推進室	室長	服部 喜幸	
	用地調整室	室長	森 基樹	
鈴鹿建設事務所	所長		湊谷 信行	
	副所長		森 喜久夫	
	総務・管理室	室長	大井 真史	
	保全室	室長	(副所長兼務)	
	事業推進室	室長	東 嘉治	
	用地調整室	室長	新居 紀和	
津建設事務所	所長		柳本 浩二	
	副所長		松枝 信彦	
	総務・管理室	室長	植松 房一	
	保全室	室長	(副所長兼務)	
	事業推進室	室長	滝 弘之	
	用地調整室	室長	田米 千秋	
	君ヶ野ダム管理室	室長	細野 昭二	

事務所名	室名	職名	氏名	備考
松阪建設事務所	所長		水谷 優兆	
	副所長		森 行夫	
	総務・管理室	室長	鈴木 雅博	
	建築開発室	室長	梅川 利明	
	保全室	室長	(副所長兼務)	
	事業推進室	室長	井戸坂 威	
	宮川ダム管理室	室長	久保 拓也	
	用地調整室	室長	服部 恵一	
伊勢建設事務所	所長		栢 一史	
	副所長		田中 貞朗	
	総務・管理室	室長	中西 勝之	
	建築開発室	室長	田中 誠	
	保全室	室長	(副所長兼務)	
	事業推進室	室長	渡辺 高司	
	用地調整室	室長	山川 幸文	
	宮川下水道室	室長	新堂 紳一郎	
志摩建設事務所	所長		中山 善己	
	副所長		山口 尚茂	
	総務・管理・建築室	室長	脇 正行	
	保全室	室長	(副所長兼務)	
	事業・用地推進室	室長	萩原 定雄	
	鳥羽地域プロジェクト推進室	室長	高橋 建二	
伊賀建設事務所	所長		松田 肇	
	副所長		東 和幸	
	総務・管理室	室長	服部 克哉	
	建築開発室	室長	大西 一義	
	保全室	室長	(副所長兼務)	
	事業推進室	室長	山出 孝之	
	用地調整室	室長	服部 博文	

事務所名	室名	職名	氏名	備考
尾鷲建設事務所	所長		大西 信也	
	副所長		藤井 穰	
	総務・管理・建築室	室長	北内 知哉	
	保全室	室長	(副所長兼務)	
	事業推進室	室長	大西 善衛	
	用地調整室	室長	西本 貢	
	高速道関連事業室	室長	中西 良久	
熊野建設事務所	所長		里 宏幸	
	副所長		加藤 芳弥	
	総務・管理・建築室	室長	城山 芳人	
	保全室	室長	(副所長兼務)	
	事業・用地推進室	室長	池山 隆久	
北勢流域下水道事務所	所長		山下 卯市	
	総務・用地室	室長	吉岡 工	
	事業推進室	室長	青木 節夫	
中勢流域下水道事務所	所長		西本 利彦	
	総務・用地室	室長	廣森 博美	
	事業推進室	室長	北田 雅一	

平成23年度当初予算

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

平成23年度当初予算については、骨格的予算として編成しており、公共事業では前年度当初予算額の70%を計上したものとなっています。

2 主な重点項目

(1) 道路網の整備

予算額 21,282,467千円

道路は、県民生活を支え、社会経済活動を活性化させるなど、人と地域の交流・連携に必要な社会基盤であり、特に幹線道路網は、県内の各地域を結び、本県と中部圏・近畿圏をつなぐ大動脈となるとともに、産業や観光、救急医療や災害対策などにも大きな役割を果たしています。

しかし、三重県の道路整備状況は道半ばにあり、北・中部地域では東名阪自動車道などで交通渋滞が発生し、南部地域では大雨等により交通が遮断されるなど、県民生活に大きな影響を与えており、これらを解消するために、県内幹線道路の早期の整備が課題となっています。

また、県管理道路は、地域の生活に密着したものが多く、地域ごと、道路ごとに求められる機能は様々であることから、それぞれの地域・道路の実情を勘案し、早期に事業効果の発現できる対策を実施し、安全で安心して利用できる道路を整備する必要があります。

○ 高規格幹線道路・直轄国道の整備促進

予算額 8,417,817千円

新名神高速道路、東海環状自動車道、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路、北勢バイパス、中勢バイパスなどの整備を促進します。

○ 県管理道路の整備推進

予算額 12,864,650千円

高速道路インターチェンジへのアクセス道路など高速道路と一体となった高速交通網の整備推進をはかるとともに、県民生活の利便性、安全性の向上を目指し、地域・道路の実情を勘案したうえで、早期に事業効果の発現できる道路整備を推進します。

(2) 安全・安心の確保に向けた基盤整備の推進

予算額 14,638,214千円

近年頻発している局地的な集中豪雨や台風の大型化、近い将来発生が予想される東海・東南海・南海地震などによる大きな被害が危惧される中、誰もが安心できる災害に強い地域社会を築いていくことが求められています。また、依然として高い水準で推移している交通事故件数の減少をはかり、通行者が安全に通行できるよう、交通安全対策に取り組む必要があります。

① 治水・海岸保全対策の推進 予算額 9,904,719千円

三重県河川整備戦略や三重県海岸整備アクションプログラム等に基づき、洪水防止や土砂災害対策、海岸保全対策などのハード対策を進めるとともに、地域住民の警戒・避難態勢の整備等に資するソフト対策を計画的、効果的に実施することにより、災害被害の最小化をはかっていきます。

○ 洪水防止対策の推進 予算額 5,246,387千円

洪水被害の最小化をはかるため、堤防整備等のハード対策の推進や浸水想定区域図の作成などのソフト対策を実施します。

○ 土砂災害対策の推進 予算額 2,638,007千円

土砂災害対策として砂防堰堤等の砂防設備、擁壁等の急傾斜地崩壊防止設備などのハード対策や警戒避難体制の整備等に資するソフト対策を実施します。

○ 海岸保全対策の推進 予算額 2,020,325千円

海岸高潮対策等として人工リーフや堤防等の整備と、堤防の耐震対策などを進めます。

② 地震対策の推進(一部再掲)

予算額 3,896,844千円(うち再掲193,000千円)

地震による被害の軽減(減災)に向けて、引き続き木造住宅の耐震診断や補強設計の支援を行うとともに、年齢や所得等の要件を撤廃した耐震補強工事の支援に取り組み、住宅の耐震化を促進します。また、地震発生時における救助・救援活動や復興活動の基盤となる緊急輸送道路の整備や海上からの輸送に備える耐震性を強化した岸壁の整備を推進します。

③ 交通安全対策の推進 予算額 1,029,651千円

交通事故の減少に向けて、歩道・自転車歩行者道等の整備を推進するとともに、通学路への自転車・歩行者用照明の設置や既存の道路敷地を有効利用した路肩の拡幅(あんしん路肩)など、利用者の安全・安心を確保するための効果的な取組を引き続き進めます。

(3) 公共土木施設の更新・大規模修繕や適切な維持管理

予算額 8,954,244千円

これまで整備した公共土木施設について、整備時と同等の機能を長期にわたり適正に発揮させることが必要です。また、今後、老朽化施設の割合が急速に上昇することにより更新維持費用の増大が見込まれることから、新規の社会資本整備とのバランスを考慮しながら、長寿命化や既存施設の有効活用など適切な維持管理を進めていく必要があります。

① 公共土木施設の更新・大規模修繕

予算額 2, 281, 928千円

これまで整備した公共土木施設のうち、老朽化等により機能の低下した施設について、整備時と同等の機能に回復させる更新・大規模修繕を実施することにより、施設の機能を適正に発揮させます。

② 公共土木施設の適切な維持管理

予算額 6, 672, 316千円

○ ライフサイクルコストの最小化と施設の長寿命化

予算額 2, 408, 185千円

計画的な維持管理の取組として、橋梁の長寿命化修繕計画および舗装の維持管理計画による効率的な更新・修繕を実施し、ライフサイクルコストの最小化と施設の長寿命化をはかります。

○ 安全・安心を確保するための迅速な対応

予算額 4, 130, 267千円

公共土木施設利用者の安全・安心を確保するため、老朽化した施設の現状を的確に把握し、機能を維持できるよう迅速な対応を実施します。また、著しい堆積土砂があり、早期に撤去が必要と判断される河川については、河床掘削を進め治水上の安全を確保していきます。

○ 多様な主体の参画による維持管理

予算額 133, 864千円

道路、河川、海岸に対するボランティア等住民活動の拡大と愛護意識の高揚をはかるため、草刈りの自治会等委託や美化ボランティアなど多様な主体の参画による維持管理を推進します。

(4) 景観まちづくりの推進

予算額 240, 809千円

美しいまち並みや良好な景観に関する県民の意識が高まるなか、良好な景観づくり、景観をいかしたまちづくりの展開が求められています。

このため、シンポジウムやセミナーの開催などを通じて、県民や事業者等に対する景観づくりへの啓発を進めるとともに、市町の景観づくりへの支援を行うなど、三重県景観計画に基づき、良好な景観づくりを推進します。

また、個性豊かで魅力ある景観まちづくりを進め、地域住民やまちづくりを進める地域の団体、市町と連携し、県有施設の修景整備を行うなど、地域振興や観光振興にもつながる景観まちづくりを推進します。

平成23年度当初予算会計別・事業別一覧表(県土整備部)

会計別総括表

(単位:千円)

区 分	平成23年度	平成22年度	対前年比
一 般 会 計	60,698,077	79,397,214	76.4%
流域下水道事業特別会計	13,281,839	15,631,583	85.0%
港湾整備事業特別会計	234,964	104,601	224.6%
合 計	74,214,880	95,133,398	78.0%

事業別総括表(一般会計+特別会計)

区 分	平成23年度	平成22年度	対前年比
公 共 事 業	22,075,846	30,753,676	71.8%
直 轄 事 業	10,530,154	17,202,784	61.2%
県 単 事 業	14,847,235	19,833,927	74.9%
小 計	47,453,235	67,790,387	70.0%
災 害 復 旧 事 業	3,415,000	3,615,000	94.5%
受 託 事 業	651,269	568,886	114.5%
非 公 共 事 業	22,695,376	23,159,125	98.0%
合 計	74,214,880	95,133,398	78.0%

三重県公共事業総合推進本部

1 設置目的

豊かな生活や活力ある産業のための基盤整備を行うとともに、魅力的な地域づくりを進めるには、良好な社会資本整備を着実に進めることが求められています。

このため、公共事業の各種施策を総合的に推進・調整し、円滑かつ効果的な実施を図るために、「三重県公共事業総合推進本部」（以下「推進本部」）を設置しています。

2 対象事業

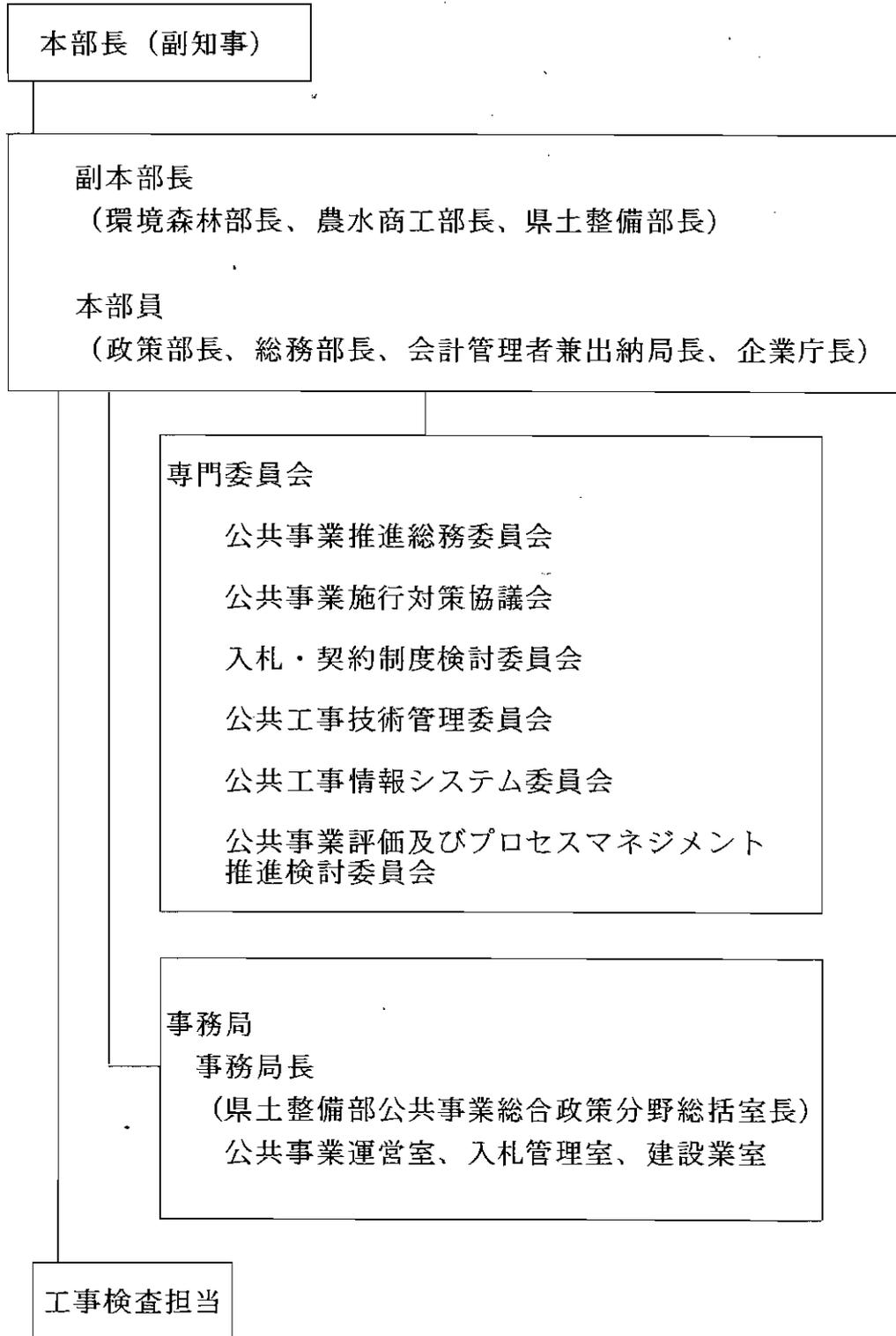
対象とする公共事業は、原則として、三重県が所管するすべての公共事業です。

3 所掌事務

推進本部の所掌事務は、以下のとおりです。

- ① 公共事業の透明性、客観性を確保し各種施策を効率的・効果的に推進するための、公共事業評価をはじめとする総合的な調整
- ② 公共事業に係る建設資材及び建設労働者の安定的確保等による、公共事業の円滑な実施
- ③ 建設工事及び測量設計業務に係る入札・契約制度の改善及び運用
- ④ 建設工事及び測量設計業務に係る入札参加資格の登録・変更（格付け）等
- ⑤ 建設工事及び調査設計業務に係る総合評価方式の技術審査、検証等公共事業の円滑な実施
- ⑥ 公共工事のコスト縮減に関する諸施策の総合的な検討及びその効果等の検証等
- ⑦ 公共工事に係る設計積算等の適正化
- ⑧ 公共工事に係る情報システムの運用管理及び開発の推進
- ⑨ 公共工事に係る検査
- ⑩ その他、公共工事の総合的な推進と調整を図るために必要な事項

平成23年度三重県公共事業総合推進本部の組織図



三重県公共事業評価制度

1 現 状

本県では、事前・事中・事後の各評価システムによる一体的に機能した評価サイクルを構築しています。事前評価として平成14年度予算編成から「公共事業事前評価システム」を導入し、事業実施前に公共事業の必要性和その効果について客観的な評価を行い、効率的効果的な社会資本整備の実現を図るとともに、公共事業の実施を決定したプロセスの透明化を図っています。

また、事中評価として平成10年度から「公共事業再評価システム」を導入し、着手後一定期間を経過した事業を対象に、三重県公共事業評価審査委員会に諮問し、この答申をもとに事業継続の適否を客観的に評価しています。

そして、事後評価として平成15年度から「公共事業事後評価システム」を導入し、事業完了後一定期間を経過した事業を対象に、過去に行った事業の効果や周辺環境への影響等を確認し、その反省点や改善点を把握して今後実施する事業の計画又は、実施中の事業に反映させています。

平成22年度は、595箇所の事前評価、10箇所の事中評価及び7箇所の事後評価を実施しました。

2 課題・問題点

公正性・透明性の向上に向けて、個々の評価システムの充実及び改善を図るとともに、更に効率的・効果的な公共事業の実施につなげていけるよう、的確に運用していく必要があります。

3 対応方針

① 公共事業評価システム（事前評価）

平成23年度は、公共事業を取りまく情勢に対応しながら、評価に取り組んでいきます。

② 公共事業再評価システム（事中評価）

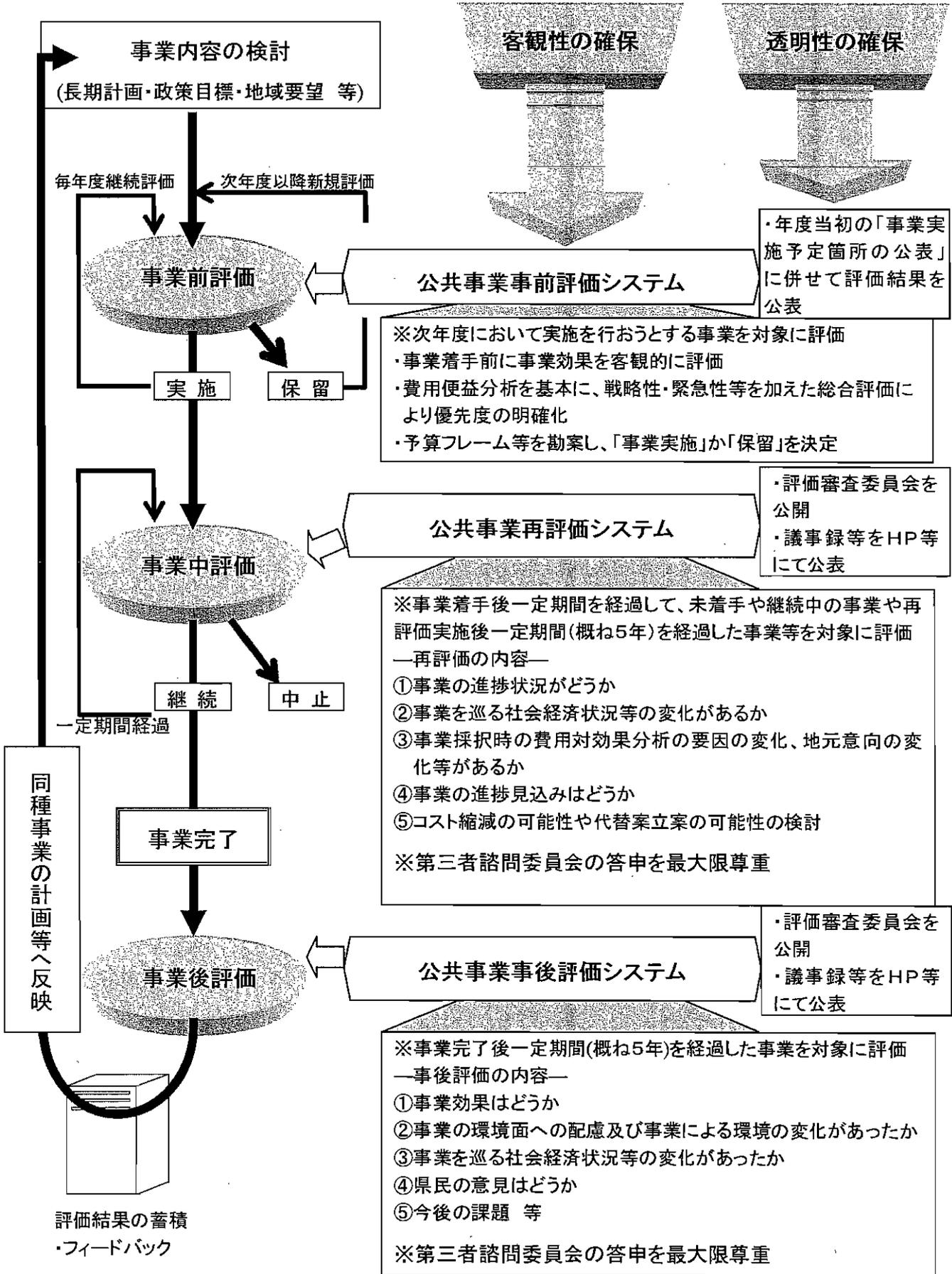
平成22年度までに延べ313の個別事業（県事業のみ）の対応方針を決定し、うち11事業を中止しました。平成23年度は6事業の事中評価を行い、委員会の審査を受ける予定です。

③ 公共事業事後評価システム（事後評価）

平成22年度までに49事業の事後評価を行いました。平成23年度は7事業の事後評価を行い、委員会の審査を受ける予定です。

三重県公共事業評価制度

三重県公共事業評価サイクル



入札・契約制度改革

1 現 状

入札・契約制度とそれを取り巻く環境の改善が必要であるとの認識のもと、学識経験者等からなる「三重県入札・契約制度検討会議」の答申（平成14年1月）を踏まえて策定した「入札及び契約制度改善への指針」（平成14年4月）に基づき、公正性・透明性・競争性を確保した入札・契約制度の改正に取り組んでいます。

特に、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」いわゆる「品確法」に基づき、「価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達」に向け、総合評価方式の拡大に取り組んでいます。

さらに、平成18年12月に全国知事会が示した「都道府県の公共調達改革に関する指針」を踏まえ、原則すべての建設工事に一般競争入札を導入するなど、さらなる改革に取り組んでいます。

また、地域の建設業は、雇用の確保や災害時の緊急対応等の役割を担っていることから、地域企業の育成のため、ダンピング対策など入札契約制度の改正を進める必要があります。

〔総合評価方式の概要〕

価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた調達を行う落札方式です。

価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、工事の効率性、安全性、環境への配慮など、価格だけでなく価格以外の技術的な要素を考慮し、総合的に評価します。

平成22年度の対象工事等と実績

- ・総合評価方式（工事） 337件 5千万円以上の土木一式工事など
- ・総合評価方式（設計） 186件 5百万円以上の業務（難易度「標準」以上）
- ・総合評価方式（測量） 36件 5百万円以上の業務の50%程度

2 課題・問題点

公正性・透明性・競争性を確保したうえで、工事の品質確保と地域企業の育成を図るため、入札契約制度のさらなる改正と適切な運用に取り組むことが必要です。

- (1) 公共事業費が減少し過当競争が激化する中、低入札調査基準価格を下回る応札は増加しており、さらなる入札契約制度の改正（ダンピング対策等）が必要となっています。
- (2) 公共工事の品質を確保するため総合評価方式の拡充に努めるとともに、その評価に当たっては客観性・公正性を確保する必要があります。

3 対応方針

(1) 入札契約制度の改正（ダンピング対策）

① 平成23年度の取組

- ・ 建設工事のすべての総合評価方式に、低入札の参加者に対して品質確保の実効性ならびに施工体制確保の確実性の観点で審査する「施工体制確認型総合評価方式」を導入し、さらなるダンピング対策に取り組みます。
- ・ 建設工事の低入札調査基準価格(予定価格5千万円以上)及び最低制限価格(予定価格5千万円未満)については、平成21年度から公共工事の発注者で組織される中央公契連(中央公共工事契約制度運用協議会)モデルを適用・準用していますが、平成23年4月7日に中央公契連モデルが改正されたことを受けて、平成23年6月1日から算定式を改定します。

この改定により、基準価格が予定価格の概ね2%の引上げになります。

② 今後の取組

- ・ これまでに取り組んできた入札契約制度改正について検証を行い、公共事業を取り巻く環境の変化に対応できるよう、引き続き改革に取り組んでいきます。

(2) 総合評価方式の改善・拡充

① 平成23年度の取組

- ・ 設計業務の対象を「5百万円以上の対象業務」から、概略、予備、基本設計等の業務については「3百万円以上」に拡充するとともに、測量業務の対象を「5百万円以上の業務の50%」から、「1千万円以上のすべての業務」並びに「5百万円以上の測量困難地域での業務」に明確化しました。
- ・ 建設工事について、評価の透明性を高めるため、技術提案の項目数を最大5項目とし、5項目の採用結果を入札参加者に情報提供します。

② 今後の取組

- ・ 今後とも総合評価方式の検証を行い、公共工事の品質確保に向けて、対象範囲の拡大、評価項目の見直し等に引き続き取り組んでいきます。

幹線道路網（高速道路網・直轄国道）整備

1 現 状

（1）県の実組方針

県内の幹線道路網の整備は、道半ばであり、北勢・中勢地域では慢性的な渋滞が発生し、東紀州地域では大雨等により道路が寸断され地域が孤立するなど、県民生活に多大な影響を与えています。また、今回の東日本大震災を受け、災害の対応や支援において幹線道路が大きな役割を果たしており、近い将来発生が危惧されている東海・東南海・南海地震など災害時の緊急輸送道路として、広域的な幹線道路が求められています。

このため、県内の幹線道路網を早期に完成させることを目標に事業を促進しています。

主な事業路線

- ・新名神高速道路
- ・紀勢自動車道・熊野尾鷲道路
- ・東海環状自動車道
- ・国道 1号 北勢バイパス、関バイパス、桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）
- ・国道 23号 中勢バイパス
- ・国道 25号 名阪国道
- ・国道 42号 松阪多気バイパス、紀宝バイパス
- ・国道258号 大桑道路
- ・国道260号 錦峠

（2）平成23年度予算について

平成23年度における国の直轄事業では、我が国の成長力・競争力の確保や地域の活性化に資する高規格幹線道路に重点化しつつ、幹線道路ネットワーク整備について、地域プロジェクトの目標及び事業工程等を考慮して供用目標を設定し、計画的に事業を実施するために必要な額が配分されました。

三重県内の直轄事業においては、予算配分が前年比112%で示され、事業の推進に必要な所要額が確保されました。

ただし、予算執行段階で原則5%が留保される方針のため、三重県への影響を注視していく必要があります。

また、中日本高速道路(株)が施工する県内の高速道路においても、供用予定年度に向けた事業の推進が図られます。

2 課題・問題点

- (1) 平成25年の第62回神宮式年遷宮には、前回の840万人を上回る来訪者が予想されます。このため、神宮式年遷宮を契機とした県内の幹線道路網の整備を着実に進める必要があります。

- (2) 観光により地域を活性化するため、豊かな観光資源を有する地域へのアクセスルート、これらの地域の周遊性を高めるネットワークが必要です。
- (3) 北勢・中勢地域では製造業を中心とする経済活動を支援し、南部では災害時に対応できる安全・安心のためのリダンダンシー機能の確保等を図る道路ネットワークとして、その整備が急務となっています。
- (4) 新名神高速道路の開通に合わせた亀山西ジャンクションのフルジャンクション化とミッシングリンクとなっている近畿自動車道紀勢線の未事業化区間の早期事業化が必要です。
- (5) 国における道路事業の方向性が不透明な中、幹線道路網を整備するためには、平成24年度以降も引き続き安定的な事業費の確保や計画的な用地の確保が必要です。

3 対応方針

- (1) 平成25年の神宮式年遷宮を契機に、幹線道路網の整備を促進していきます。
- (2) 道路整備を計画的に進めるため、確実な情報収集に努めるとともに、安定的な財源の確保を、国に働きかけていきます。
- (3) 近年の厳しい財政状況の中、幹線道路網の整備を促進するため、県としても関係市町の協力を得て早期の用地取得に努めるとともに、アクセス道路の整備や必要な予算の確保に努めていきます。

北勢バイパス (四日市市内)

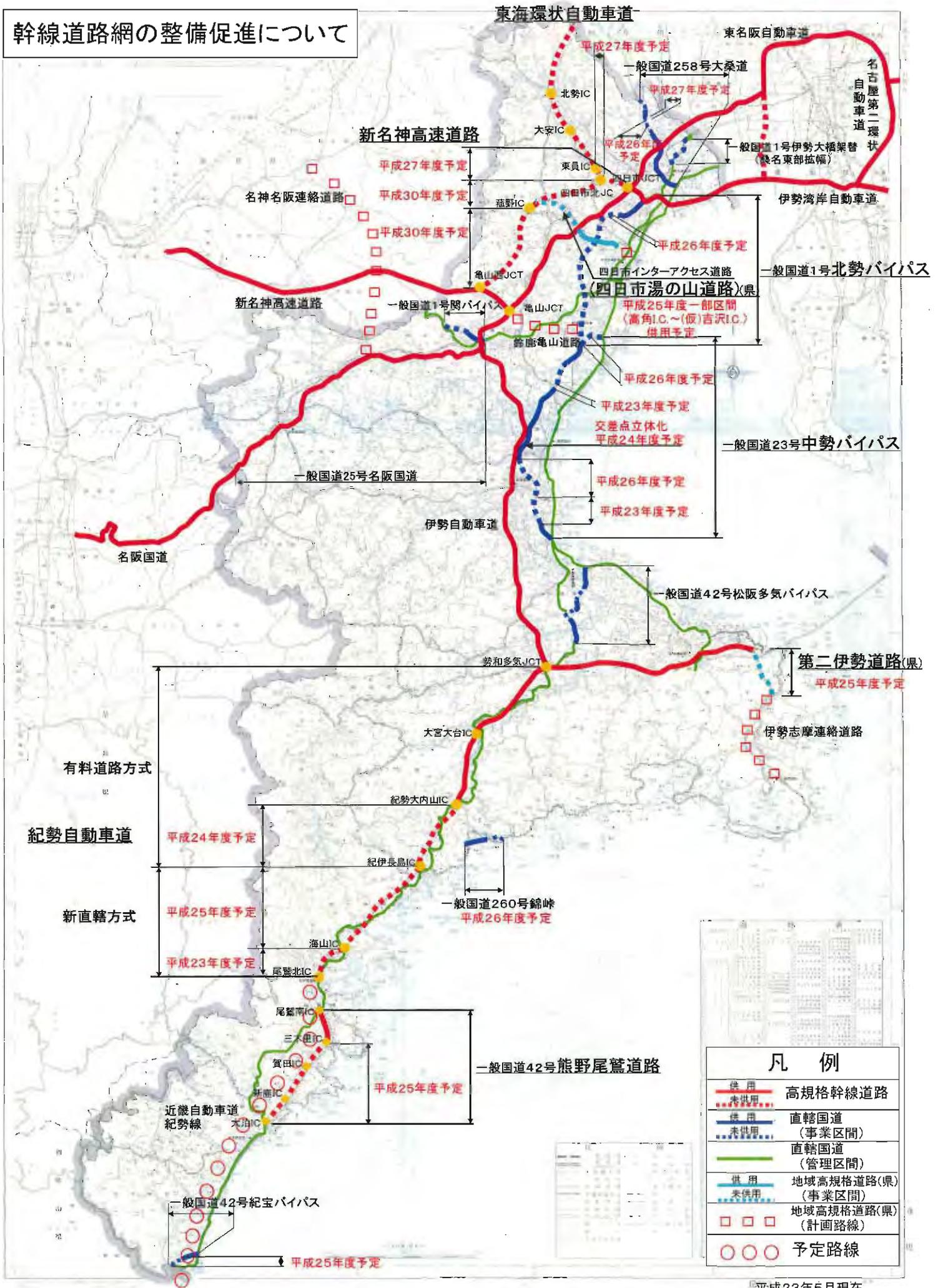
平成 23 年 3 月 26 日一部供用



熊野尾鷲道路 (熊野市内)



幹線道路網の整備促進について



平成23年5月現在

県管理道路の整備

1 現 状

(1) 県管理道路の整備については、平成15年度に策定・公表した新道路整備戦略に基づき、計画的に整備を進めています。

県管理の国道、県道の道路改良率は、平成22年4月現在、72.3%となっており、これは全国平均(80.8%)に比べ約9%低く、全国順位も39位と下位となっています。

道路整備に対する県民の期待は依然として高く、県としても道路整備への幅広いニーズに応えるため、平成23年度は約170箇所道路改良事業を実施します。

(2) 県管理道路の整備についての国の補助制度は、平成22年度から「社会資本整備総合交付金」制度に移行され、平成23年度は、地域の実情に即した事業の確かつ効率的な実施を図れるよう「地域自主戦略交付金」が新たに創設されました。

2 課題・問題点

(1) 大規模地震など災害発生時に機能する緊急輸送道路の整備、平成25年の神宮式年遷宮に向け、高速道路などの高規格幹線道路と一体となって機能するアクセス道路の整備、地域の生活を支える道路整備について積極的に進める必要があります。

(2) 新道路整備戦略の見直しについては、新たに「道路整備方針」として平成22年度にとりまとめを目指していましたが、平成23年度当初予算は、今春に行われた統一地方選により骨格的予算として編成したことや、一括交付金などの情勢を見極めていたことから、成案のとりまとめは次年度に送らざるを得ませんでした。

3 対応方針

(1) 県管理道路の整備は、道路整備予算が年々減少し、道路施設の高齢化への対応も必要となることから、2車線でのバイパスや拡幅などの抜本的な整備だけでなく、早期に事業効果が発現するような局部的な改良など、柔軟な対応を織り交ぜ取り組んでいきます。

(2) 「道路整備方針」の成案は、平成23年度にとりまとめを行っていきます。

国道167号第二伊勢道路 道路改築事業
(2号トンネル堅神工区：鳥羽市堅神町)



国道422号三田坂バイパス 道路改築事業
(7号橋梁：伊賀市三田)



国道260号南島バイパス 道路改築事業
(平成23年2月8日供用：南伊勢町慥柄浦)



道路の維持管理

1 現 状

県民の安全・安心を確保するため、道路における公共土木施設の適正な維持管理は非常に重要です。

毎年新たに整備される施設に加え、昭和30年代から40年代の高度経済成長期に建設された橋梁等の施設が今後一斉に更新・修繕の時期を迎えることから、維持管理の重要性はますます高まっています。

2 課題・問題点

厳しい財政状況を考慮した適切な維持管理を行うとともに、将来の補修量を予測した計画的な事業の執行に努め、いっそう効果的、効率的な維持管理を進める必要があります。

また、住民参加型の維持管理である各種美化ボランティアや、地域の自治会等に除草業務を委託する事業を推進することも重要です。

3 対応方針

公共土木施設維持管理費の予算確保に努めています。今後も厳しい状況ではありますが、ソフト対策も含め、きめ細かな管理・修繕を実施していきます。

(1) 道路施設の維持管理

舗装補修については、適切な維持管理水準を設定するため、平成19年度に新たな維持管理水準をとりまとめ、平成20年度からはその水準に基づく予算配分により舗装補修を実施しています。今後はその結果を検証し、維持管理計画を策定するなど、将来の舗装補修費用を予測した計画的な事業を実施していきます。

橋梁修繕については、平成18年度から継続している橋梁点検に加え、平成22年度は15m以上の橋梁の「長寿命化修繕計画」を公表しました。引き続き、平成23年度には15m未満の橋梁を対象とした同計画を策定する予定であり、策定後はこの計画に基づく予防的な修繕等を実施することにより、維持管理コストの最小化と施設の長寿命化を図ります。

(2) 住民参加型の維持管理（道路維持管理室、流域維持管理室、都市政策室共管）

本県では、「住民参加型の維持管理」を推進しており、ボランティア活動の拡大及び道路、河川、公園等の愛護意識の高揚を図るため、地域住民の方々により構成された団体に、活動するうえで必要な物品等を提供させていただいているところです。また、草刈については、自治会等と委託契約を結び、活動の支援も実施しています。

さらに、平成22年度からは支援対象範囲を拡大するとともに、美化ボランティアにおける助成物品を増やすなど、制度の充実も図っています。

これらの支援を継続した結果、平成22年度の参加団体数は881団体となっています。

今後も、住民参加型の維持管理を推進していきます。

河川・砂防の整備

1 現 状

本県には、一級河川7水系363河川、二級水系74水系193河川があり、そのうち国が7水系37河川（総延長250.7km）を、県が一級、二級をあわせた81水系548河川（総延長2,336.1km）管理しています。国管理の河川については、直轄事業によりその河川に応じた高潮対策や河川改修が進められており、県管理の河川では、概ね5～10年に一度起こりうる降雨により発生する洪水に対応できるよう河川の整備を進めています。なお、平成22年度末の県管理河川の整備率は、38.9%となっています。

また、本県には、土石流危険渓流5,648箇所、急傾斜地崩壊危険箇所10,473箇所、地すべり危険箇所87箇所と多くの土砂災害危険箇所があり、土砂災害保全率（県が事業を実施する必要がある箇所に存在する保全人家に対して施設整備を行い保全した人家の割合）は、平成22年度末で25.6%となっています。

次に、本県が管理する治水関連のダムとしては、君ヶ野ダム（津市）、宮川ダム（大台町）、滝川ダム（伊賀市）があり、現在事業中ダムとして鳥羽河内ダム（鳥羽市）があります。また、国や水資源機構が管理するダムとしては、蓮ダム（松阪市）、青蓮寺ダム、比奈知ダム（ともに名張市）があるほか、水資源機構で事業が進められている川上ダム（伊賀市）があります。

平成23年度は、「社会資本整備総合交付金事業」のうち一定の規模未満の事業が「地域自主戦略交付金」に移行するなど、予算制度の仕組みが大きく変わってきていることから、これまで以上に効率的・効果的な事業執行が求められています。

東日本大震災では、地震・津波により多くの尊い人命が失われ、公共施設にも甚大な被害が発生しました。本県においても、迫り来る東海・東南海・南海地震への対応が求められています。

2 課題・問題点

- (1) 本県河川における治水安全度向上のためには、一級河川の治水上重要な区間を管理している国において直轄事業の計画的な事業推進が必要です。
- (2) 本県が実施する河川事業については、平成18年12月に策定した「三重県河川整備戦略」に沿ってハード対策、ソフト対策を効率的、効果的に進めていく必要があります。
- (3) 砂防事業は、土砂災害対策として災害発生後の対策のみならず、予防的・計画的な事業も含め、総合的に推進していく必要があります。
- (4) ダム事業については、国の所管する川上ダム、県の所管する鳥羽河内ダムが検証対象とされており、昨年9月に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」から示された「新たな基準」に基づき、事業主体において検証作業を行

う必要があります。

- (5) 想定される津波に対しては、施設によるハード対策には限界があることから、人的被害を軽減するための避難体制の整備等のソフト対策が必要です。

3 対応方針

- (1) 直轄事業については、治水上重要な区間であることから、引き続き事業推進のための事業費の確保が行われるよう、国や関係機関に働きかけていきます。
- (2) 河川事業の実施に当たっては、「三重県河川整備戦略」に基づき、平成23年度は補助事業として、鉄道橋・道路橋緊急対策事業（三滝川・四日市市）など17河川で改修事業を実施し、治水安全度の向上に努めます。さらにソフト対策としては、住民の避難につながる情報を提供するため、引き続き特別警戒水位の設定や浸水想定区域図を作成します。
- (3) 砂防事業は、土砂災害から県民の生命・財産を守るための重要な事業であり、着実に推進していく必要があります。今年度は、昨年度に引き続きいなべ市において、砂防激甚災害対策特別緊急事業に取り組み、重点的に再度災害防止対策を進めます。また、継続中の砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業について事業の推進に努めるとともに、緊急度を勘案しながら新たな箇所についても着手していきます。
- (4) ダム事業において、川上ダムについては、関係機関（国、水資源機構、京都府、大阪府、伊賀市）で協議・調整を重ね、その必要性や有効性、負担の妥当性を認め参画・推進してきた事業であることから、国等に対しては、「新たな基準」に基づくダム検証を速やかに実施し、事業の完成予定工期が守られるよう働きかけていきます。
鳥羽河内ダムについては、国土交通大臣からの要請（H22.9.28）を受け、「新たな基準」に基づき検証作業を進めていきます。
- (5) 河口部においては、耐震性も備えた施設整備を進めるとともに、津波に対して住民が迅速かつ安全に避難できるよう、堤防等に付帯する避難階段等の整備や水門の遠隔操作化・自動化等のソフト対策を検討します。

百々川広域河川改修事業（松阪市松ヶ島町）



天満地区急傾斜地崩壊対策事業（尾鷲市天満）



本年度の県内の主な治水対策



港湾・海岸の整備

1 現 状

港湾は、工業製品の輸出や食糧資源の輸入で、経済活動を支えるなど、地域の産業や観光を支援する役割を担っています。

県内には、四日市港管理組合が管理する国際拠点港湾として四日市港、県が管理する重要港湾として津松阪港、尾鷲港の2港、その他地方港湾の17港、あわせて20港湾があります。

(注)平成23年4月1日の港湾法の改正により、「特定重要港湾」は、「国際拠点港湾」という名称になりました。

一方、本県における海岸線の延長は約1,088km(全国で8番目の長さ)で、その72%にあたる約783kmが、県土整備部の所管する海岸線となっています。さらに、そのうちの39%にあたる約307kmが、海岸保全区域として指定されており、県ではこれら海岸保全区域における海岸保全施設の整備を行っています。

2 課題・問題点

(1) 港湾においては、港湾計画等に基づき、効率的な貨物輸送や船舶の航行の安全性を確保するための施設整備や供用中の老朽化した施設の改良、更新を行う必要があります。また、大規模地震が発生した場合における物資や人員の緊急輸送を確保するための耐震強化岸壁の整備や、臨港道路の橋梁の耐震化を進めていく必要があります。

(2) 海岸においては、現在の海岸保全施設は、昭和28年の13号台風または昭和34年の伊勢湾台風後に築造されたものが大部分で、築後約50年が経過し、老朽化や海岸侵食等で海岸保全施設の機能低下が見られることから、高潮対策、侵食対策、老朽化対策等が必要となっています。

また、今回の東日本大震災を受け、地震・津波対策の重要性が高まっており、近い将来発生が危惧されている東海・東南海・南海地震に対して、津波の被害を軽減するための対策が求められています。

3 対応方針

(1) 港湾整備としては、津松阪港(大口地区)で航路について水深-7.5m、幅130mを確保するための航路浚渫を実施し、本年度に完了します。

また、大口岸壁の老朽化した栈橋上部の更新工事を引き続き行います。

尾鷲港(第4岸壁)では、大規模地震対策として耐震強化岸壁の整備を行っており、本年度に事業完了します。

鳥羽港(佐田浜地区)では、伊勢志摩地域の観光を支援し地域の活性化を図るために整備を進め、平成23年4月1日に施設の供用を開始しました。

また、他の港湾についても必要な整備を進めていくとともに、地震対策として臨港道路における橋梁の耐震点検を進め、落橋防止対策等を実施していきます。

鳥羽港（佐田浜地区）平成 23 年 4 月 1 日供用開始



- (2) 海岸整備としては、高潮・高波に対する海岸保全施設の機能低下、海岸侵食の進行、地震による液状化等により災害の発生のおそれがある海岸のうち、直轄事業で津松阪港海岸（平成 23 年度に津工区の栗真町屋地区、阿漕浦・御殿場地区で新規工区着手）及び伊勢湾西南海岸において、県事業で長島海岸、宇治山田港海岸、井田海岸（七里御浜海岸）等において整備を行います。

また、平成 21～22 年度に県土整備部所管海岸において、老朽化対策の必要性調査のための点検を行っており、平成 23 年度は老朽化対策計画を作成し、緊急対応箇所工事着手を検討します。

さらに、津波被害の軽減に向けて迅速な避難行動が取れるよう、防潮扉の動力化や海岸における避難階段等のソフト対策を進めます。

津松阪港（贅崎地区）（津市）



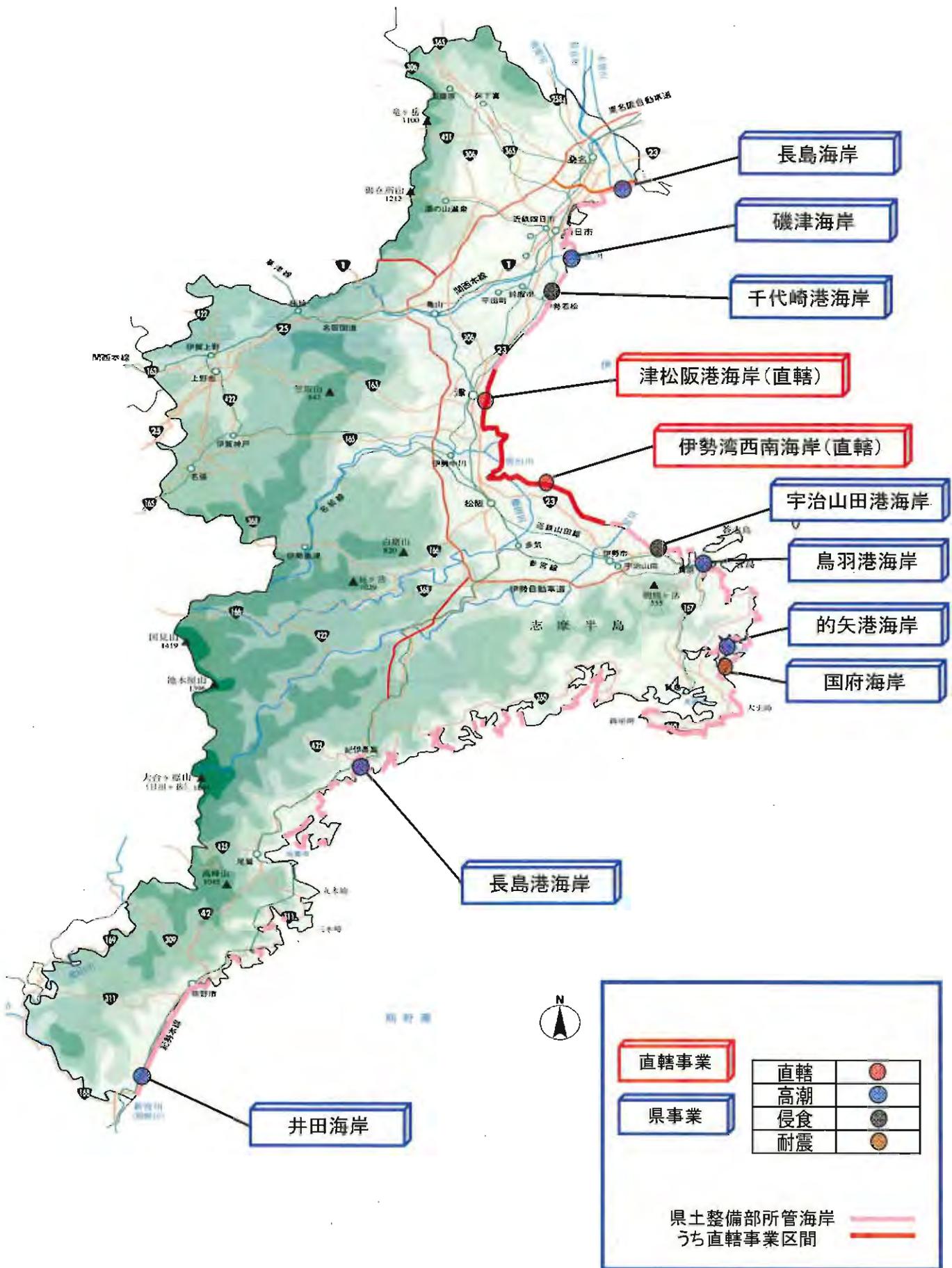
【三重県の港湾】



	国際拠点港湾 (1)
	重要港湾 (2)
	地方港湾 (17)
	耐震強化岸壁を有する港湾

【三重県の海岸】

事業実施中の主な海岸



河川・砂防、港湾・海岸の維持管理

1 現 状

県民の生命や財産を保全するため、河川、砂防、港湾、海岸等における公共土木施設を関係法令に基づき適正に維持管理することは非常に重要です。

毎年新たに整備される施設に加え、特に伊勢湾台風後に建設された施設は、築後約50年が経過し更新の時期を迎えて維持管理が重要となるとともに、東日本大震災のような大災害に備えた対応が必要になっています。

2 課題・問題点

厳しい財政状況のなかではありますが、関係法令に基づき計画的な事業の執行に努め、今後とも効果的、効率的な維持管理を進める必要があります。

また、住民参加型の維持管理である各種美化ボランティア制度や、地域の自治会等に除草業務を委託する事業を推進することも重要です。

さらに、砂防事業においては、土砂災害の被害未然防止に資するため、砂防設備の整備と併せて、土砂災害警戒区域等の指定を進めることが必要です。

3 対応方針

厳しい財政状況のなかで、関係法令を遵守しつつ、所管の公共土木施設を計画的、効果的かつ効率的な維持管理を実施していきます。

また、適正な維持管理に資するため、予算確保にも努めます。

(1) 河川・砂防施設の維持管理

県内の河川では河床に土砂が堆積し、洪水時の安全性を低下させている箇所が多く存在するため、緊急性の高い箇所から、様々な手法を組み合わせ、順次、堆積土砂の撤去を順次進めます。

また、護岸堤防や砂防設備などの施設点検等により、修繕・更新の必要な箇所を把握し、適切な河川・砂防施設の適切な維持管理を進めていきます。

砂防事業においては、砂防堰堤などのハード対策と併せて、土砂災害発生時の避難体制の整備や、危険箇所への住宅や災害時要援護者関連施設等の新規立地の抑制を行うために、土砂災害の被害が想定される区域において土砂災害警戒区域等の指定を進めます。

なお、平成22年度末までに、いなべ市、伊勢市、大台町、四日市市、伊賀市において、土砂災害警戒区域627箇所と土砂災害特別警戒区域495箇所を指定しました。平成23年度は、松阪市、伊賀市、大台町において土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域を新たに指定する予定です。

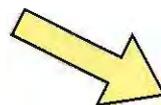
(2) 港湾・海岸施設の維持管理

既存の海岸保全施設の大半が伊勢湾台風後に建設され、築後約50年を迎え老朽化が進んでいることから、各海岸施設の状況を調査し、緊急性の高い箇所から順次修繕しています。今後も、施設点検等により修繕の必要な箇所を把握し、適切な港湾・海岸施設の適切な維持管理を進めます。

立木伐採の事例

2級河川員弁川（川越町当新田）

施工前



施工後



下水道の整備

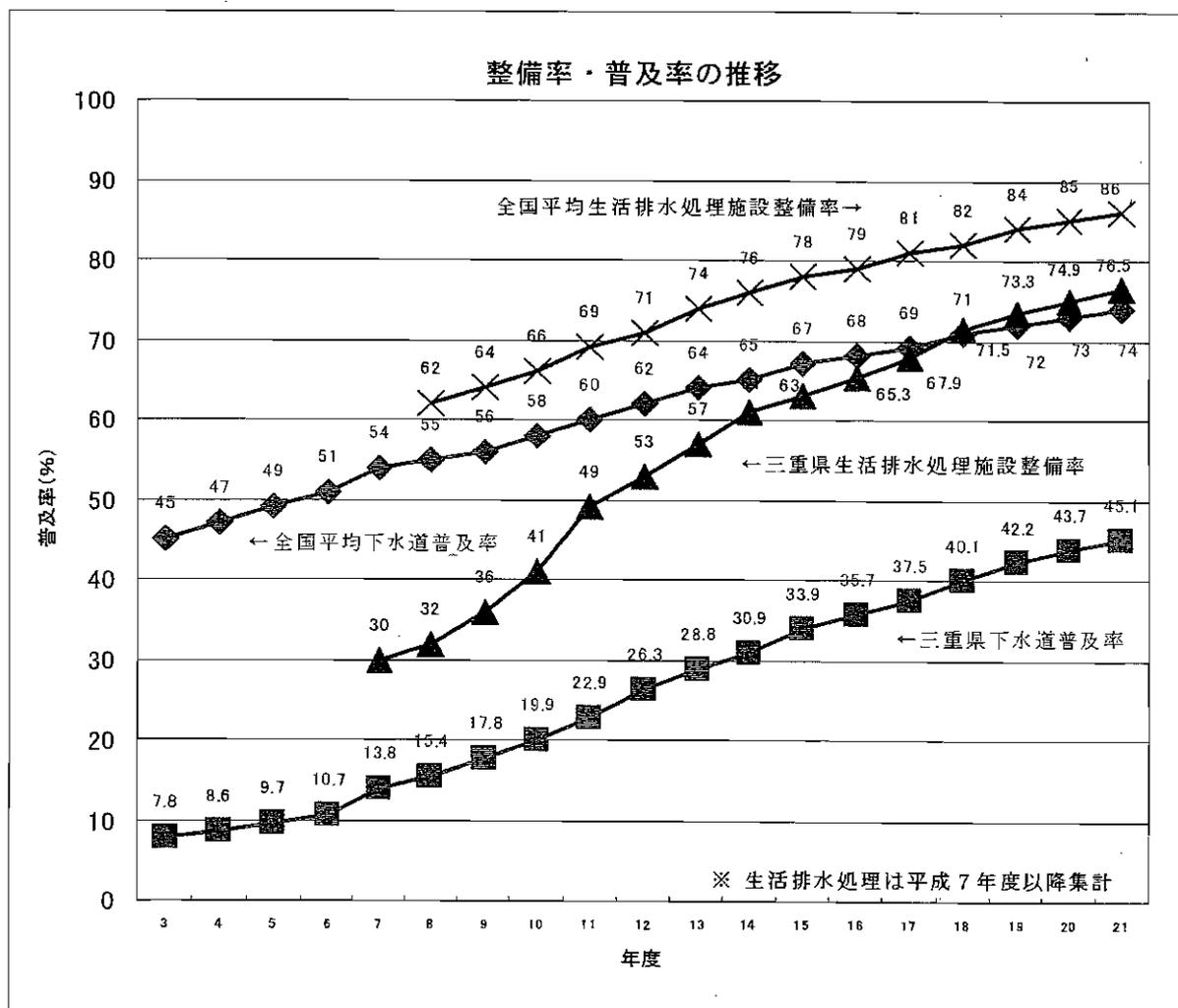
1 現状

県内の下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設については、県と市町が連携して「三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)」(環境森林部所管)を策定し、計画的、効率的に整備しています。この計画については、少子高齢化による人口の減少等、社会情勢の変化に応じて見直しており、平成22年度から、環境森林部・農水商工部とともに生活排水対策推進本部を設置し、現在、市町と協議しながら見直しを進めているところです。

本県の平成21年度末における生活排水処理施設整備率^(※1)は76.5%、また、下水道普及率^(※2)は45.1%です。

※1…下水道・農業集落排水施設等・合併処理浄化槽等処理区域内人口÷住民基本台帳人口

※2…下水道処理区域内人口÷住民基本台帳人口



[参考] ※生活排水処理施設整備率 × 全国平均85.7% ▲ 三重県76.5% (平成21年度末) …第29位
 ※下水道普及率 ◆ 全国平均73.7% ■ 三重県45.1% (平成21年度末) …第40位

これらのうち、下水道事業には、県が行う流域下水道事業と市町が行う公共下水道事業があります。

● 流域下水道事業

流域下水道の幹線管渠、ポンプ場、終末処理場等の整備を行っています。

本県の流域下水道は、北勢沿岸流域下水道（北部処理区・南部処理区）、中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区・松阪処理区・志登茂川処理区）、宮川流域下水道（宮川処理区）の3流域6処理区で事業を実施しており、このうち、中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）を除く5処理区を供用しています。

● 公共下水道事業

公共下水道には、各市町が管渠整備を行い、流域下水道の幹線管渠に接続する流域関連公共下水道と、それぞれの市町が独自で処理場と管渠整備を行う単独公共下水道があります。

県内29市町のうち24市町（うち流域関連15市町）が下水道整備を計画し、うち23市町（うち流域関連15市町）で供用開始されています。また、平成23年度は17市町が下水道事業を実施します。

2 課題・問題点

下水道は、公共用水域の水質保全や衛生環境の整備による生活環境の向上に、大変重要な役割を果たします。しかし、本県は全国的に見て下水道普及率が非常に低く、今日までの10数年間で重点的に整備を進めてきました（平成6年度末の下水道普及率10.7%、全国45位。平成21年度末の下水道普及率45.1%、全国40位）。しかしながら、全国的には未だ低位にあることから、今後も下水道整備を積極的に進めていく必要があります。

このような中、これまでの下水道の整備に伴って市町の財政負担も大きくなっています。今後の下水道整備に当たっては、経済の低迷に伴う地方公共団体の財政状況の悪化、少子高齢化の影響、国の補助制度の変更等、様々な社会情勢の変化を考慮して整備計画を立てる必要があります。

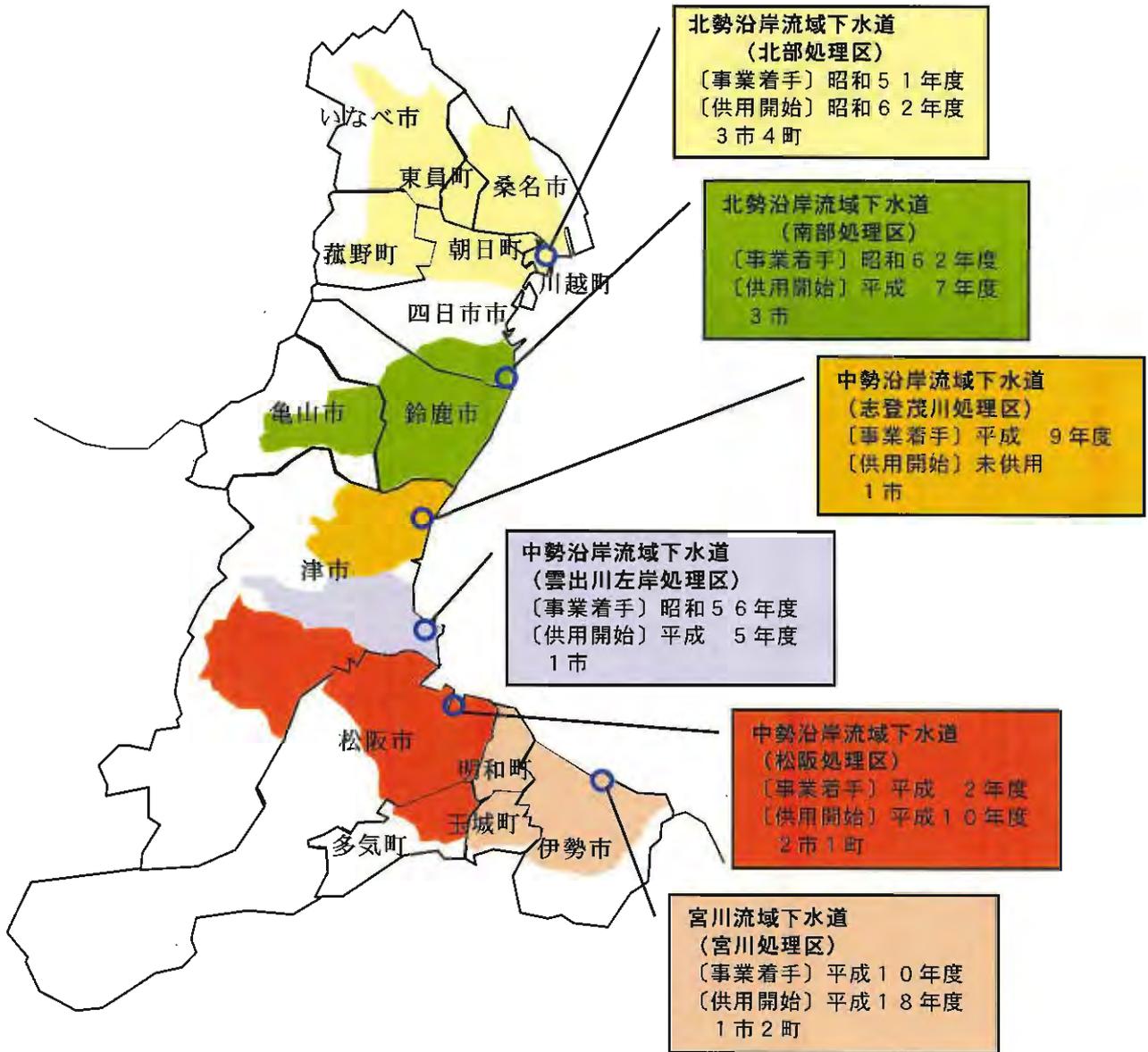
また、今回の東日本大震災を受け、下水道施設に対する地震・津波対策の重要性も高まっています。

3 対応方針

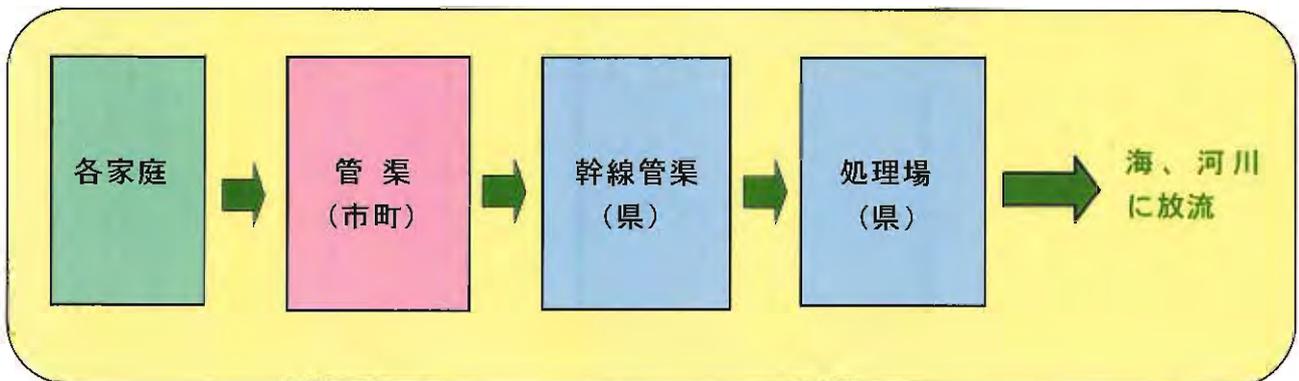
今後とも、持続可能な下水道事業を目指して、「生活排水処理アクションプログラム」の見直しを進めるとともに、これを踏まえた適切な整備計画を立案、実施していきます。

また、下水処理場の耐震工事等これまでの地震対策に加えて、下水処理場等の津波対策について検討します。

流域下水道計画処理区域図



汚水の流れ



都市計画の概要と都市計画事業

1 現 状

(1) 長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての基本的な方針を明らかにするため、都市計画法に基づき、全ての都市計画区域を対象に、「三重県都市マスタープラン」を策定しています。

県内では、計画的な土地利用や都市施設の整備などを進めるために、28の都市計画区域(25市町)が設定されており、そのうち、線引き都市計画区域は7区域(12市町)、用途地域設定のみの都市計画区域は7区域(9市町)となっています。

※いなべ市、津市、松阪市、志摩市、伊賀市には複数の都市計画区域があることから市町の合計数が一致していません。

(2) 安全で快適な都市生活、災害に強い都市構造をめざし、次の箇所で街路事業等の都市計画事業による都市基盤の整備を進めています。

- ・ 松阪公園大口線（松阪市）〈緊急輸送道路、立体交差化、電線共同溝〉
- ・ 伊賀上野橋新都市線（伊賀市）〈電線共同溝〉
- ・ 新国道（伊勢市）〈電線共同溝〉
- ・ 近鉄名古屋線川原町駅付近（四日市市）〈立体交差化〉
- ・ 白江地区（鈴鹿市）〈土地区画整理（組合施行）〉

2 課題・問題点

(1) 都市計画区域に関しては、市町村合併の結果、一つの行政区域内に線引き・非線引きの都市計画区域が併存している市町があり、今後一貫した方針に基づくまちづくりの推進に支障が生じる恐れがあります。

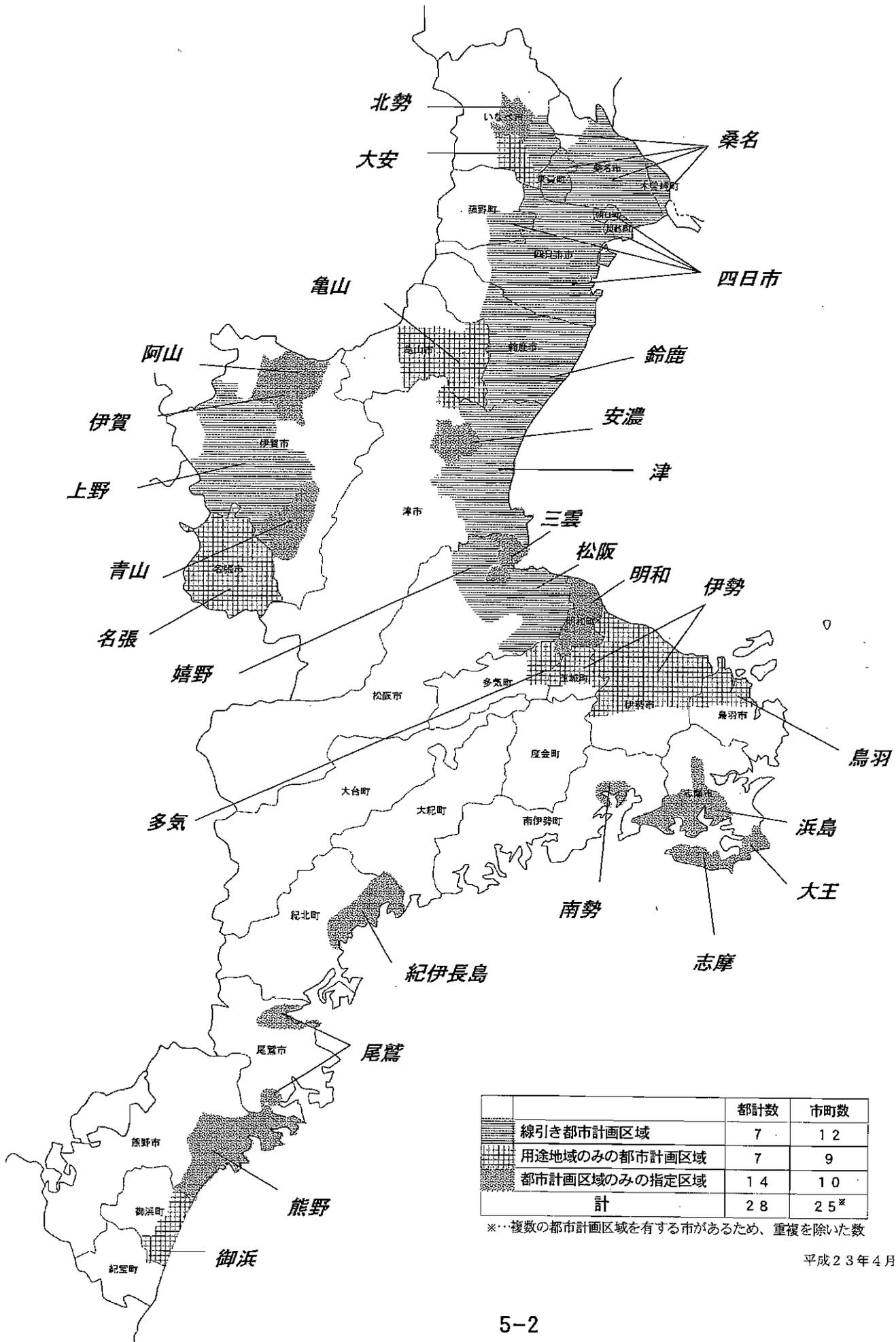
(2) 都市計画事業に関しては、市町事業や鉄道事業者等との調整が不可欠であり、計画に沿った着実な事業推進が重要となります。

3 対応方針

(1) 都市計画区域の再編について、集約型都市構造をめざした改定後の三重県都市マスタープランとともに、合併後の市町の総合計画や市町都市計画マスタープランの策定状況も見据え、関係市町との十分な調整のもと、見直しを進めていきます。

(2) 都市計画事業について、引き続き関係機関との連携をはかりながら、効率的・重点的に推進していきます。

三重県の都市計画区域



	都計数	市町数
線引き都市計画区域	7	12
用途地域のみ都市計画区域	7	9
都市計画区域のみ指定区域	14	10
計	28	25*

*…複数の都市計画区域を有する市があるため、重複を除いた数

平成23年4月1日現在

景観まちづくりの推進

1 現 状

(1) 美しいまち並みなど良好な景観への関心が高まってきており、平成16年に景観法が公布され、全国の地方公共団体においても景観法に基づく景観行政団体になるなど、良好な景観の形成に向けた取組が進められています。

本県は景観法に基づく景観行政団体となっており、平成19年には「三重県景観づくり条例」を公布するとともに、平成20年4月から「三重県景観計画」を運用しています。

「三重県景観計画」は、広域的な景観行政団体として、長期的、総合的視野に立った景観づくりの目標や基本方針、一定の行為に対する届出の基準（景観形成基準と届出対象行為）を定めたもので、建築物の建築等を行う際に景観に配慮したものとするよう届出による誘導などを行っています。

また、三重県屋外広告物条例に基づき、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害防止の観点から、看板等の屋外広告物に対し、必要な規制を行っています。

※景観行政団体：景観行政を担う主体であり、都道府県、政令市、中核市は自動的に、その他の市町村は、都道府県との協議（H23.3までは同意も必要）により、景観行政団体になることができます。
（県内の景観行政団体）伊賀市、四日市市、松阪市、伊勢市、鈴鹿市、桑名市、亀山市
※平成23年度内に、津市が予定

(2) これまで、行政が主導的に実施してきた社会資本整備について、構想・計画段階から県民が参画し、地域住民の創意工夫やニーズを取り入れた住民満足度の高い社会資本整備の実施が課題となっています。

このため、社会資本整備における県民との協働に対する職員の意識の向上や人材育成を進めています。

また、地域住民や市町との協働により、良好な景観や歴史的なまち並みなどの地域資源を生かしたまちの景観形成を進めています。

景観に配慮した道路整備



外宮前地区（伊勢市）



美旗地区（名張市）

2 課 題

- (1) 景観づくりは、県と市町の役割分担を踏まえ推進することが必要であるため、県は市町の景観計画策定への取組や地域が中心となって取り組む景観づくりを支援するとともに、県民や事業者、市町と共に、美しい景観づくりを県内全域で展開していくことが求められています。

また、三重県屋外広告物条例に基づく事務については、きめ細かな対応が可能な市町への権限移譲を進めるとともに、違反屋外広告物の是正に取り組む必要があります。

- (2) 県民の参画と協働による社会資本整備をよりいっそう展開していくために、住民参画の取組を広く実施していく必要があります。

また、地域のまちづくり計画に沿って、まちの景観形成を進めることで、地域振興や観光振興にもつなげていく必要があります。

3 対応方針

- (1) 三重県景観計画に基づく届出に対する相談・審査や県内の景観行政団体との連携等を通じ、良好な景観づくりの推進に取り組むとともに、県民や市町の意識の高揚と普及啓発、市町や地域が中心となって取り組む景観づくりへの支援、市町の景観行政団体化に向けた取組の支援などを進めます。

また、三重県屋外広告物条例に基づく事務については、引き続き市町への権限移譲に向けての調整を行うとともに、違反屋外広告物の是正、屋外広告物沿道景観地区制度の活用などにより、良好な景観の形成に取り組んでいきます。

- (2) 社会資本整備の各段階（構想、計画、実施、維持管理）において、住民参画の手法を取り入れることにより、県民の創意工夫やニーズを反映した住民満足度の高い社会資本整備の実現をめざします。このため、住民参画に対する職員の意識向上や人材を育成するとともに、社会資本整備における住民参画の取組を推進していきます。

また、自然や歴史・文化の豊かな地域において、地域住民と行政との協働により、それぞれの地域資源を生かしたまちの景観形成を進めていきます。

建築開発行政

1 三重県の建築行政の概要

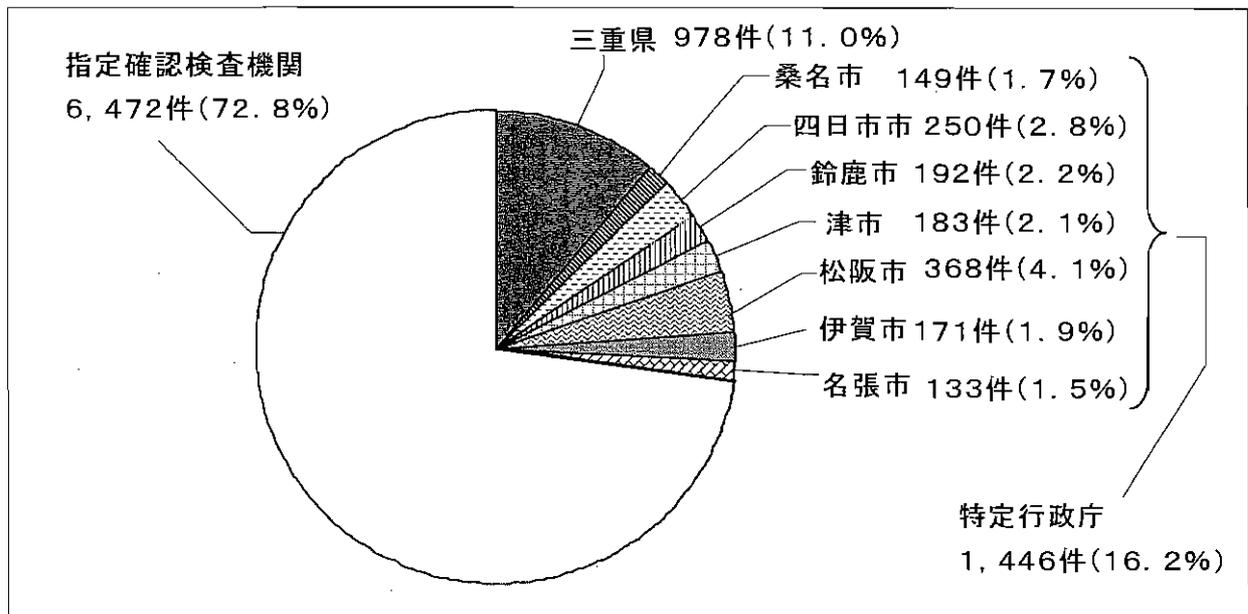
安全で安心な建築物を確保するため、建築基準法に基づき建築確認申請の審査、建築物の中間検査及び完了検査、建築物の特例許可などを行っています。

県では建築行政の権限移譲を行っており、桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市及び松阪市の5市は一般特定行政庁として全ての建築物の確認等を、伊賀市と名張市の2市は限定特定行政庁として小規模な建築物の確認等を行っています。

なお、建築確認及び検査は、民間機関でも行うことができ、県内には指定確認検査機関が2機関あることから、各市や指定確認検査機関との連絡・調整も県の重要な役割となっています。

平成22年度の建築確認件数は8,896件で、その内訳は下表のとおりです。

<建築確認件数（平成22年度）>



2 三重県の開発行政の概要

適正な土地利用及び安全な宅地を確保するため、都市計画法及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき開発許可申請の審査、開発工事の完了検査などを行っています。

開発行政においては、桑名市、四日市市、鈴鹿市及び津市の4市へ開発許可権限を移譲しており、それ以外の区域における開発許可等は三重県が行っています。

平成22年度の開発許可件数は、三重県151件、桑名市53件、四日市市84件、鈴鹿市39件、津市29件で、合計356件となっています。

木造住宅耐震化と県営住宅の管理

1 現 状

(1) 木造住宅耐震化

東海・東南海・南海地震への対策として、「三重県耐震改修促進計画」を平成18年度に策定し、住宅の耐震化率9割を目標に、倒壊のおそれのある昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建てられた住宅の耐震化をまちの耐震化につなげていくために、木造住宅の耐震診断補助及び耐震補強補助等に取り組んでいます。

【耐震診断補助の実績】

(単位：戸)

	平成14～ 17年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	累計
予算戸数	21,000	8,000	3,000	3,000	3,000	3,000	41,000
実績戸数	10,875	3,003	3,049	1,920	1,940	2,333	23,120

【耐震補強補助の実績】

(単位：戸)

	平成16～ 17年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	累計
予算戸数	250	150	400	400	250	250	1,700
実績戸数	161	158	138	167	124	237	985

※平成22年度末耐震化率80.9%

(2) 県営住宅の管理

県では、現在62団地の県営住宅を管理しています。平成23年4月1日現在の入居可能戸数は3,589戸であり、そのうち入居戸数は3,198戸（入居率89.1%）となっています。

県営住宅の維持管理を中心とした業務については、平成18年4月から指定管理者制度を導入しており、ブロックごとに以下の指定管理者により管理を行っています。

- 北勢ブロック : 三重県北勢地区管理事業共同体
- 津・伊賀ブロック : 伊賀南部不動産事業協同組合
- 南勢ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体
- 東紀州ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体

2 課 題

(1) 木造住宅耐震化

安全な住まいの割合（住宅の耐震化率）を、平成22年度末80.9%（計画時点は平成17年度72.0%）から平成27年度までに90%に引き上げることを目指し、よりいっそうの耐震化促進に向け、取り組む必要があります。

また、東日本大震災による県民の皆さんの関心の高まりを、着実に耐震化に結びつけていく必要があります。

(2) 県営住宅の家賃滞納

平成11年度以降、法的措置も含めた家賃の滞納対策を強化したことから、平成14年度末に約1億9千万円あった収入未済額は、平成22年度決算（見込）で約2千3百万円にまで減少しています。しかしながら近年の経済不況等により、滞納が生じやすい状況になっていることから、今後も継続した滞納対策を行う必要があります。

3 対応方針

(1) 住宅の耐震化促進への取組

- ① 耐震補強工事補助については、より多くの方に耐震化に取り組んでいただくために、平成23年度からは、年齢や所得等の要件を撤廃する制度拡充を行ったうえで、耐震補強工事の支援に取り組むことにより、いっそうの耐震化を促進します。
- ② 耐震化の情報提供としては、行政の支援制度について広く周知を行うとともに、専門家や市町職員との協働により、診断済みの方を対象にした耐震補強の相談会や住宅団地戸別訪問を実施します。特に、戸別訪問は診断戸数増加への効果が高いと考えていることから、継続して取り組みます。

【木造住宅耐震化に関する補助制度】

(対象：昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅)

	補 助 額
①耐震診断支援	全額
②耐震補強設計補助	耐震補強設計費の3分の2(上限16万円)
③耐震補強工事補助	耐震補強工事費の3分の2(上限60万円)に国が耐震補強工事費の11.5%を加算
④簡易耐震補強工事補助	簡易耐震補強工事費の3分の2(上限30万円)

(2) 県営住宅の家賃等の滞納への取組

家賃の滞納対策としては、「新たな滞納の未然防止」、「滞納発生時の初期段階からの対応」が大切であるため、家賃の口座振替の拡大や、滞納初期段階における電話や文書、訪問による催促の強化等の対策を講じていきます。